「あまがさき・ストリート・ランプ事業」協働事業者募集要綱

第1 趣旨・目的

尼崎市(以下「市」という。)では、地域における社会貢献の一環として、市と協働で街路灯の維持管理を効率的に行うことを目的とした「あまがさき・ストリート・ランプ事業」(以下「事業」という。)に賛同いただける沿道企業及びその他団体等(以下「協働事業者」という。)を募集します。

第2 対象となる街路灯

- (1) 市が管理する道路及び公園に設置された街路灯とし、以下のものは対象外とします。
 - 1 車道部・中央分離帯に設置されたもの
 - 2 電柱その他の施設に共架されたもの
 - 3 その他市が適切でないと判断するもの
- (2) 1協働事業者が応募可能な街路灯の本数に制限はありません。

第3 役割分担

(1)協働事業者

1 事業に協賛する協働事業者は市と協定を締結し、街路灯 1 本あたり次表の協 賛金額を納めていただきます。

協定期間は原則として協定締結日から翌々年度末までとし、更新については 協定終了2ヵ月前までにお申し出ください。

設置物種別	協 賛 金 額		
	初年度	翌年度	翌々年度
巻き付け	23,500円~	20 000	20,000円
管理票	40,000円	20,000円	20,000円

※初年度の協賛金額については協定締結日により変動します。

管理票作成費等を固定費22,000円とし、年度内の残月数に1カ月あたりの街路灯電気料金1,500円を乗じた料金を足して計算します。

- 例)年度初めの4月1日から協定開始した場合
 - \Rightarrow 22,000円+1,500円×12ヶ月=40,000円 年度途中の10月1日から協定開始した場合
 - ⇒22,000円+1,500円×6ヶ月=31,000円 年度末の3月1日から協定開始した場合
 - \Rightarrow 22,000円+1,500円×1ヶ月=23,500円
- 2 協働管理する街路灯の球切れ、街路灯柱の腐食などの不具合等、維持管理上 支障となるような事象を発見した場合に市へ連絡していただきます。

(2)市

- 1 巻き付け管理票(以下「管理票」という。)に協働事業者名を記載し、協働管理する街路灯の支柱部分へ設置します。
- 2 市のホームページで協働事業者名等の情報を紹介させていただきます。

第4 協働事業者の公表

(1)管理票

1 表示内容

協働事業者の名称(ロゴマークも表示可)、市と協働により維持管理していることの周知、街路灯管理番号及び街路灯に関する問い合わせ先。なお、他者により商標権及び著作権で保護されたもの、個人名、キャッチコピー、商品名の表示はできません。また、特殊な色やフォントについてはご希望に沿えない場合があります。

2 仕様

- 1. 大きさ 縦24.5cm × 横15cm (中央部分の協働事業者の紹介欄は縦9cm×横11.5cm)
- 2. 材質 アルミプレート
- 3. デザイン 別紙管理票イメージ図のとおり (協働事業者名等表示欄は、画像データを提出していただきます。)
- 3 取り付け方法

街路灯1本につき1枚とし、歩道側の路面より1.2m 以上の高さを確保し、管理上支障のない箇所へ取り付けバンドにて固定します。

4 設置期間

初年度分の協賛金納付を確認後、1カ月を目処に市が設置し、協定期間の 終了後、市において撤去します。

(2) 市のホームページへの掲載

1 協働事業者紹介欄表示内容

協働事業者の名称(ロゴマークも表示可)、協働街路灯本数及び管理票設置 箇所。なお、他者により商標権及び著作権で保護されたもの、個人名、キャッチコピー、商品名の表示はできません。

2 掲載期間

市と締結した協定の期間とします。掲載は協定締結後、市において行い、協定期間の終了後、市において削除します。

第5 募集の概要

(1) 応募資格

- 1 次の各号に該当せず、事業の趣旨に賛同し、市と協働して市が管理する街路 灯の維持管理を行っていただける協働事業者とします。
 - ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

- ② 貸金業法 (昭和 58 年法律第 32 号) に規定する貸金業のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者
- ③ 応募の際に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(昭和 14 年法律第 154 号)による再生手続又は更生手続開始の決定を受けている者
- ④ 応募の際に市の指名停止を受けている者
- ⑤ 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体等
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及びその者の統制下にある者
- ⑦ その他市が不適当と認める者
- 2 個人は対象外とします。ただし、個人事業主のうち、移動式を除く店舗、事 務所、病院、旅館等を構え、当該店舗等で商品販売、サービス提供等を行っ ており、かつ、前項ただし書きの各号に該当しない場合は対象とします。

(2) 応募方法について

応募を希望される場合は、別紙の応募申込書に必要事項をご記入のうえ、提出をお願いします。<u>提出については受付窓口への持参又は郵送とします。</u>提出書類に記載された事項は、本件に関すること以外には一切使用しません。

なお、必要に応じて、次の書類を求めることがあります。

- ① 商業登記事項証明書(原本)
- ② 定款 (最新のもの)
- ③ その他市が必要と認める書類
- (3) 応募受付について
 - 1 受付窓口

尼崎市役所 都市整備局 土木部 道路課 管理担当 開庁時間中に窓口にて随時受付します。(郵送での応募も可能です。)

2 応募期間

随時受付します。

第6 協働事業者の決定について

(1) 審査及び選定

- 1 提出いただいた書類について、対象となる街路灯を確認のうえ、実施要綱に 基づき審査し、協働事業者を決定します。
- 2 同一街路灯に対して複数の応募があった場合は、応募申込み順により決定します。
- 3 同一街路灯に対して複数の応募があった場合で、2の方法で決定が困難な場合は、協働で維持管理を行っていただくという事業の趣旨から、対象の街路灯に最も近接している協働事業者を優先して選定します。近接とは直線距離が

短い方とし、直線距離が同じ時は、くじにより決定します。ただし、任意団体等で事務所のない団体の場合は、別途協議することとします。

4 選定結果の通知については、全ての応募者に対して選定結果を電話又は電子 メールにて応募申込み後2週間程度でお知らせします。

※なお、審査の内容についてのお問い合わせには応じられません。

(2)協定の締結

- 1 事業の実施にあたり、協働事業者と尼崎市が協定を締結するものとします。
- 2 協定締結日は各月初とします。
- 3 協定期間は、原則、協定締結日から翌々年度末までとします。

(3)協定の解除

市は次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除し管理票及びバナー広告 を撤去することができるものとします。

- ① 協働事業者より解除の申し出があったとき
- ② この要項の第3の(1)-1で定める協賛金を納付いただけないとき
- ③ 協働事業者がこの要項の第5の(1)で定める応募資格の要件を満たしていないとき、又は提出書類について虚偽の記載があったとき
- ④ その他、市が協定を継続することについて不適当と判断したとき

第7 留意事項

- (1) 天災・事故等により管理票に破損が生じ、協定期間内に設置されない期間の発生 もしくは公衆の目に触れない状態となった場合、及び第6の規定により市が管理 票を撤去した場合において、協働事業者は市に対して損害賠償を請求することは できません。
- (2) 納付いただきました第3(1)-1 における本事業への協賛金については、お返しできません。
- (3)協働事業者は、協定期間終了の2か月前までに申し出ていただいた場合に、市と協議のうえ、再度協定を締結し協賛金を納付いただくことで、継続して協働事業者となることができます。更新時の協賛金納付は、更新後は既存管理票を引き続き利用する場合は20,000円、新規作成する場合は40,000円を納めていただきます。

第8 連絡先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 都市整備局 土木部 道路課 管理担当

TEL: 0 6 - 6 4 8 9 - 6 4 8 0 FAX: 0 6 - 6 4 8 8 - 8 8 8 3

E-mail: ama-douro@city.amagasaki.hyogo.jp